

ぎふ・すこやか健診 ぎふ・さわやか口腔健診が始まります

10月1日から後期高齢者医療制度に加入する方を対象とした「ぎふ・すこやか健診」、「ぎふ・さわやか口腔健診」が始まります。

対象の方には9月下旬に受診券を送付します。この機会にぜひ受診しましょう。

受診方法 医療機関一覧表（受診券に同封）をご確認の上、お出掛けください。

受診期間 10月1日(土)～平成29年1月31日(火)

費 用 ▶500円(ぎふ・すこやか健診)
▶200円(ぎふ・さわやか口腔健診)
※受診当日に医療機関の窓口でお支払いください。

持 ち 物 受診券、保険証

問 市民課保険年金係（内線130）

10月1日から 国保の保険証が新しくなります

現在ご利用の保険証（国民健康保険被保険者証）の有効期限は、9月30日(金)です。新しい保険証は、9月中旬に簡易書留でご自宅へ郵送します。ご不在の場合は配達されませんので、郵便局でお受け取りください。

【ご注意ください】

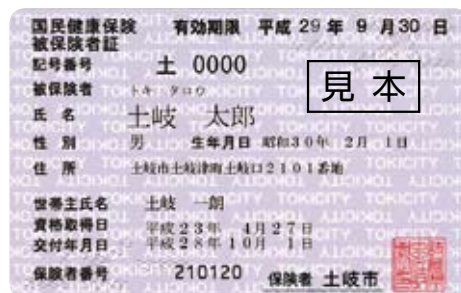
▶新しい保険証の氏名や生年月日などの内容を必ず確認し、間違いがありましたら、市民課保険年金係または最寄りの支所へ申し出てください。

▶10月1日以降に医療機関などを受診する際は、新しい保険証を窓口に提示してください。

▶古い保険証は

10月1日からは使えませんが、破棄してください。

問 市民課保険年金係（内線132）



9月10日は「屋外広告物の日」です 屋外広告物のルールを守りましょう

屋外広告物とは、ビルの屋上にある広告塔や建物の壁にある壁面広告、案内看板、電柱広告やのぼり旗などのことです。

■屋外広告物の掲出

屋外広告物を掲出するためには許可が必要です（自家広告物で10㎡以下など一部除外もあります）。また、手数料が必要です。

■定期的な点検を

他市でビルの看板が落下し、歩行者に重傷を負わせるという事故が発生しました。原因は看板を固定する部分の腐敗によるものでした。

自分のお店などの看板が誰かを傷つけないためにも、屋外広告物の設置者（管理者）は定期的な点検を行い、適正な管理に努めてください。

■実態調査および除去に取り組んでいます

市内にある、許可していない、著しく老朽化しているなどの屋外広告物を調査しています。また、信号機やガードレールなどの「禁止物件」に掲出されている張り紙類、立て看板などの違法物件は除去を行っています。

※制度の詳細は市ホームページから確認できます。

問 都市計画課（内線315）

